

放課後児童クラブ利用料の減免について

1 概要

子育て世帯の経済的負担を軽減するため、放課後児童クラブの利用料の減免措置を拡大し、非課税世帯への減免措置を現行の半額減免から全額免除にします。利用料は月額4,000円（8月は6,000円）で、生活保護世帯は全額免除となっています。

2 対象者数の見込み

8月以外 39人、8月 63人

3 近隣市の状況

	月額利用料（※）	減免状況
一宮市	3,500円	全額免除（生活保護世帯、非課税世帯、等）
津島市	10,000～14,000円	2人在籍で2,000円減免、3人以上在籍で上限30,000円
犬山市	3,500円	全額免除（生活保護世帯） 半額免除（非課税世帯、2人以上在籍で2人目以降半額）
江南市	3,500円	全額免除（生活保護世帯）、半額免除（非課税世帯等）
小牧市	5,000円	全額免除（生活保護世帯、非課税かつ一人親世帯）
岩倉市	3,000円	全額免除（遺児手当受給世帯・生活保護世帯）
愛西市	6,000円	全額免除（生活保護世帯、児童扶養手当受給世帯、等）
あま市	5,000円	全額免除（生活保護世帯、非課税かつ一人親世帯） 半額免除（2人以上在籍で2人目以降半額）
弥富市	5,000円	全額免除（生活保護世帯、非課税世帯） 半額免除（遺児手当受給世帯、就学援助該当世帯等）

（※）月額利用料は、長期休業期間や8月のみ利用する場合の料金設定等を加味していません。